

行田羽生資源環境組合長期継続契約を締結することができる契約を定める
条例

令和４年４月１日

条例第２５号

(趣旨)

第１条 この条例は、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の
１７の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものと
する。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第２条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品を借り入れる契約（当該物品に係る役務の提供が含まれる契約を含む。）で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、毎年４月１日から役務の提供を受ける必要があり、契約の相手方の準備期間の確保その他の理由により、複数年度にわたり契約を締結する必要があるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。